

★広報新宿5月15日号は、8ページではなく
4ページでの発行となります。

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号の
ない記事」へのお問い合わせは、しんじゅ
くコールのファックスをご利用ください。

特別定額給付金

国の「新型コロナウイルス感染症対策」として、感染拡大に留意しつつ
簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付
金が実施されることになりました。

今回は、給付金の対象者や申請の概要と区の窓口をお知らせします。

◆ 支給の対象 4月27日に新宿区に住民登録がある方

※受給権者は支給対象の方の属する世帯の世帯主です。

※4月27日時点で住民登録がない方で、日本国内で生活し、4月28日以降に新宿区の住民登録をした方も含みます。

※外国籍の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民登録がないため、対象外です。

◆ 支給額 一人につき10万円

◆ オンライン申請の場合

📄https://myrna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form (右図QRコード)



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちで、公的個人認証ができる環境にある方が利用できます。

▶申請受付期間…5月11日~8月下旬(予定)。すでに受け付けを開始しています。

▶支給開始時期…5月下旬から順次、口座振り込みにより支給します。

◆ 郵送での申請の場合

区から郵送する申請書をご返送ください。

▶申請書の発送…5月下旬から順次、世帯主宛てに発送します。

▶申請受付期間…5月下旬~8月下旬(予定)

▶支給開始時期…6月上旬から順次、口座振り込みにより支給します。

※やむを得ない事情があり窓口での申請を希望する方は、右記新宿区特別定額給付金対策室にご連絡ください。

◆ 配偶者からの暴力を理由に新宿区に避難されている方へ

4月27日時点で配偶者と同一世帯であっても、一定の要件を満たし、避難先自治体(居住自治体)に申し出を行った場合に、住民票所在市区町村ではなく居住市区町村から支給します。

新宿区内に避難されている方は、下記新宿区特別定額給付金対策室 ☎(3200)6000にご連絡の上、申し出てください。

申請手続きなどのお問い合わせは
**新宿区特別定額給付金
コールセンター**

☎(5273)4353 午前9時~午後7時

【開設期間】8月下旬まで(土・日曜日、祝日も含む)

【給付金事業の担当】

新宿区特別定額給付金対策室(本庁舎地下1階)

☎(3200)6000・📠(5273)4366

詳しくは、広報新宿特別定額給付金
臨時号(5月25日発行)でご案内します。

給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご
注意ください。

新宿区から区民の皆さんに直接、電話・メ
ール・訪問等で特別定額給付金に関するご連絡を
することはありません。



コラム 新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で
写真日誌も公開しています

▶新型コロナウイルス拡大防止のため、家族と過ごす時間が長くなりま
した。我が家も休校のため、子どもが2
か月以上家庭内で過ごしています。生
活の変化に加え、極力外出を減らす工
夫をしながら過ごす様子を、成長に支
障がないか、注意しながら見ていま
す。学校に通う機会が失われ、親とし
ては心配もあるのですが、日々の家事
の手伝いをする様子を見て、普通に通
学していたら学ぶ機会がなかったこ
とに関心を持ってくれたことは幸いでした。スマホ
等で調べながら挑戦する姿を見ながら、自分の時代
との違いを感じています。▶仲の良い家庭でも一つ
の部屋で長時間一緒に過ごしていると、普段目につ
かなかつたことが気になったり、気分転換できずに
息詰まったりするときもあるのではないでしょ
うか。子育てに関する悩みや不安はさまざまと思
いますが、一人で抱え込まず、区の支援サービスや
相談窓口にお気軽に「ご連絡ください」。▶新宿区は
飲食店や小売店が多い街です。個性豊かなお店がお
客さまで賑わい、まちの魅力や活力を生み出してき
ました。自粛による厳しい状況が続いていますが、
それぞれに密閉・密集・密接の三密を避ける工夫を
しながら奮闘されています。そうした店舗を応援す
るため、区は2つの事業を開始しました。「テイクア
ウト」や「置き配」を始めた商店を紹介するため、新
宿区商店会連合会ホームページ「新宿ルーペ」と連
携した情報発信をしています。また、お店を維持す
る家賃負担を軽減するために、家賃減額した大家さ
んに家賃減額助成(上限5万円を6か月間)を支給
することとしました。▶5月4日に緊急事態宣言が
5月まで延長されました。自粛が長期化している
中で、運動不足による体力の低下や、ストレスを感
じる方が増えていると言われています。区民の皆さ
まも、工夫しながら運動不足やストレスの解消に取
り組まれていると思います。「しんじゅく健康ポ
イント事業」は、日々の歩いた歩数をポイントとし
て貯め、楽しみながら運動量をアップし体力維持につ
なげていただく事業です。不要不急の外出は控えな
くてはなりません。マスクを着用した少人数での
散歩やジョギングは問題ないと言われています。ま
た、家の中でも歩数計やスマホを身につけて家事等
を行うことでポイントが貯まります。新宿区オリジ
ナルの体操(しんじゅく888)や「しんじゅく体操」い
き体操と併せて、健康維持にご活用ください。

区長 吉住 健一
よしずみ けんいち

区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を
新型コロナウイルス感染症の収束が認められるまでの間延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月10日まで原則中止・延期として
いた区主催等のイベント、区施設等の休館等の対応を、新型コロナウイルス感染症の
収束が認められるまでの間延長します。最新の情報は、新宿区ホームページまたは各
主催者・各施設に直接、ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症の影響で 区立住宅使用料の支払いが困難な方は 減免・支払期限延長の申請を

区立住宅に入居している方で、収入が転職・退職・休業等により著しく減少し、使用料等の支払いが困難になった方は、申請により、使用料等の減免や支払期限の延長ができる場合があります。申請方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3787へ。

- 減免 使用料を減少後の収入に応じた額に見直し、おおむね1～5割減額できます。
- 支払期限の延長 最大6か月間、支払期限を延長できます。

**区営住宅・都営住宅
地元割当入居者の
募集を延期します**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月に予定していた募集期間を6月以降に延期します。申し込み方法等詳しくは、6月以降に広報新宿や新宿区ホームページでご案内します。

新型コロナウイルス感染症による自粛が続く中

イライラしたり 気持ちが落ち込むことは ありませんか

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が変化し、不安やストレスを感じている方も少なくありません。心の健康に影響が出る前に、早めの対応・相談で心のケアをしましょう。

【問合せ】牛込 ☎(3260)6231・四谷 ☎(3351)5161・東新宿 ☎(3200)1026・落合 ☎(3952)7161の各保健センターへ。

こんなことは
ありませんか



■ 感染や仕事・生活への不安を感じる



■ 外出できず、ストレスで感情的になる

ひとりで悩まず相談を

保健センターでは、保健師等が心の健康に関する相談をお受けしています。

◆ご自身のいら立ちの度合いを イメージしましょう

心の中に感情温度計をイメージし、ご自身のいら立ちを自覚すると冷静に対応できます。

いら立ち度合い	いら立ち度合い	対応
高	5 感情爆発 (手が出てしまう場合もあり)	保健センターに相談する(上記参照)など、誰かを頼りましょう
	4 感情爆発間近	部屋から離れてみましょう
	3 顕著ないら立ち	家族と距離を取りましょう
	2 中程度のいら立ち	リラクゼーションしましょう(右記参照)
低	1 少しいら立ち	いら立ちを自覚しましょう

◆リラクゼーション してみましょう

リラクゼーションの例
▶大きく息を吸って、20秒以上かけて吐く
▶肩を上げて力を入れ、だらんと肩を落として力を抜く
▶家族と互いに手をもみ合ったり、背中をさすり合う

※厚生労働省ホームページ「こころの耳」(https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/)で、そのほかの方法を紹介しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で 貸付・融資あっせん等を受ける際に必要な 各種証明書の事務手数料を免除します

【免除対象の証明書】窓口・郵送で交付する次の証明書
▶住民票の写し(広域交付住民票を除く)・▶印鑑登録証明書・▶特別区民税・都民税課税証明書・▶特別区民税・都民税非課税証明書・▶特別区民税・都民税納税証明書
※コンビニ交付等による手数料は対象外です。
※すでに交付した証明書の手数料は還付しません。
※申請時、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に使用する旨の申し出・記載がない場合、無料の取り扱いができません。

【対象手続き】▶商業緊急資金(特例)・▶総合支援資金生活支援費(特例貸付)・▶福祉資金緊急小口資金(特例貸付)・▶新型コロナウイルス感染症特別貸付・▶新型コロナウイルス対策マル経融資・▶危機対応融資ほか

【問合せ】▶住民票の写し・印鑑登録証明書…戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601、▶課税・非課税・納税証明書…税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

新型コロナウイルス感染症に 感染しない・感染させない ためのポイント

誰もが新型コロナウイルス感染症に、感染するリスク・感染させるリスクがあります。一人一人の命・大切な人、社会を守るため、以下を実践しましょう。

【問合せ】保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862へ。

◎ウイルスと接する機会をつくらないことが基本です

①家で過ごしましょう

食品の買い出しなど、生活に必要な外出も、最低限にしましょう。



②家の外ではどこにいても 2m以上距離をとります

健康維持のための散歩など外出するときは、周りを見回して、できるだけ人との距離を2mとりましょう。



③家で一人のとき以外はいつでも マスクを着用しましょう

感染していても症状がない場合があります。咳やくしゃみのほか、会話をするときも、しぶきは飛んでいます。他人への感染を防ぐため、外出時はもちろん、感染を防ぐため、家でも1人のとき以外はマスクを着用しましょう。



④こまめに手洗いをしましょう

★換気を実践し、健康管理にも気を付けましょう。



しんじゅく平日・土曜日夜間 こども診療室 (国立国際医療研究センター病院内 戸山1-21-1)の 一時休止の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、診察を当面の間一時休止します。
今後の予定等は、下記問合せ先までお問い合わせください。新宿区ホームページ等でもご案内しています。

【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024へ。



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 借入人への家賃を減額したときは 減額分の一部を区が助成します

店舗等の
オーナーの方へ

店舗等の賃貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に、区は、減額した家賃の一部を賃貸人に助成します。助成金は6月中旬から支給を開始する予定です。住所要件等、詳しくはお問い合わせください。

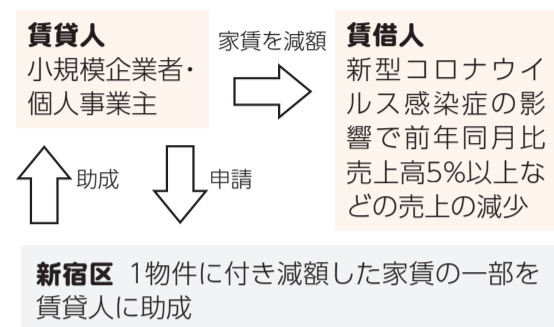
【問合せ】店舗等家賃減額助成担当(本庁舎6階) ☎(5273)3554へ。

【対象】令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で減額となっている店舗等の家賃を借入人に対して減額した区内の小規模企業者・個人事業主

【助成額】減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで)

【助成対象月】令和2年4月～10月分のうち、最大6か月分

※対象には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。また、感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。



新宿区 1物件に付き減額した家賃の一部を賃貸人に助成

新型コロナウイルス感染症に関する各種相談

症状・感染について

内容	相談先	電話・ファックス
感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方(下記目安は見直される予定です) ▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある ▶風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者や基礎疾患のある方は2日程度)続いている	《新宿区》 帰国者・接触者電話相談センター (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) 《東京都》帰国者・接触者電話相談センター (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5273)3836 ☎(5273)3820 ☎(5320)4592
症状・予防など 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く)	《新宿区》新型コロナウイルス相談電話 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) 《厚生労働省》(午前9時～午後9時)	☎(5273)3836 ☎(5273)3820 ☎0120(565)653
【多言語】 症状・予防など	《東京都》保健医療情報センター「ひまわり」(午前9時～午後8時) 《東京都》新型コロナコールセンター(一般電話相談)(午前9時～午後10時)	☎(5285)8181 ☎(0570)550571
【聴覚障害のある方向け】症状・予防など	《東京都》新型コロナウイルス感染症相談窓口	☎(5388)1396

経済支援について

内容	相談先	電話・ファックス等
【特別定額給付金】(1面参照) 4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金 ▶一人につき10万円	《新宿区》新宿区特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後7時) 《総務省》特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後6時30分)	☎(5273)4353 ☎0120(260)020
【個人向け資金貸付】 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の貸付の特例措置	《新宿区》社会福祉協議会 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3546 ☎(5273)3082
【住居確保給付金】 離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あり。所得等、諸条件あり) ※原則として郵送での申請を受け付けています。	《新宿区》生活支援相談窓口 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3853 ☎(3209)0278
【持続化給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する国の給付金 ▶法人…200万円 ▶個人事業者等…100万円	《経済産業省》持続化給付金事業コールセンター (午前8時30分～午後7時)	☎0120(115)570 IP電話からは☎(6831)0613
【感染拡大防止協力金】 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた都の要請等に応じ、施設の使用停止に協力した中小企業への協力金 ▶単独店舗…50万円 ▶複数店舗…100万円	《東京都》緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター (午前9時～午後7時)	☎(5388)0567 ☎https://www.tokyo-kyugyo.com
中小企業の相談・支援 利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額/500万円)、セーフティネット保証、危機関連保証、商工相談等	《新宿区》産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。	☎(3344)0702 ☎(3344)0221
【店舗等賃貸人への家賃減額分の助成】(上記参照) 店舗等の賃貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで)	《新宿区》店舗等家賃減額助成担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3554
【雇用調整助成金】 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金 ▶一人1日8,330円	《厚生労働省》 雇用調整助成金コールセンター(午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999
【学校等休業助成金・支援金】 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんの世話をを行うために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償 ▶事業主…労働者一人1日上限8,330円 ▶フリーランスの方…1日上限4,100円	《厚生労働省》 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999

新型コロナウイルス感染症に便乗した 給付金詐欺にご注意を

●給付金に関するメールは詐欺です 添付されたURLを開かないでください
新型コロナウイルス感染症関連の給付金に便乗した詐欺メールが送られてくるケースが多く報告されています。メールにあるURLをクリックすると、個人情報が盗まれます。給付金に関して区や総務省がメールで個別に連絡することはありません。メール以外にも、詐欺の電話がかかってきたりはがきが送られてくるのが予想されますが、個人情報を教えたり、記載の問い合わせ先への連絡はしないでください。おかしいと感じた場合は、区内4警察署または区危機管理課にご相談ください。

【警察署代表電話】▶牛込 ☎(3269)0110、▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110
【問合せ】区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532へ。



外出を控えて 運動不足に ながちな今こそ しんじゅく健康ポイント

歩いて 体力維持!

300ポイントで 景品獲得のチャンス!

しんじゅく健康フレンズ ケンゾウ

感染予防を意識しながらポイントを貯めよう

家で ▶家の中でも歩数計を身に付けて家事などでこまめに動く

家事で1日 **2,000歩**歩くと**1ポイント**

外で ▶1人でまたは同居家族と少人数で歩く

- ▶散歩は人が少ない時間を選び、人ごみは避ける
- ▶マスク着用・咳エチケットの徹底
- ▶帰宅時は必ず手洗い
- ▶知人と会っても2m以上離れ、あいさつ程度で済ませます

買い物や散歩で **3,000歩**歩くと**2ポイント**

【問合せ】▶しんじゅく健康ポイント専用コールセンター ☎(5273)6480(月～金曜日午前9時～午後5時)、▶健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3047・FAX(5273)3930へ。

対象 4月1日時点で満18歳以上の新宿区に住民登録のある方
※元年度しんじゅく健康ポイントに参加した方…スマホアプリ・通信機能付き歩数計で登録済みの方は、引き続き参加できます(更新等手続きは不要)。

ポイント対象期間 1期:6月1日～8月31日
2期:9月1日～11月30日
3期:12月1日～令和3年2月28日

ステップ1 参加ツール※を選んで登録・申し込み
※「スマホアプリ」「通信機能付き歩数計」(下記参照)

ステップ2 ウォーキングポイント歩いた歩数に応じてポイントを獲得

ステップ3 年3回のポイント対象期間ごとに300ポイントを貯めると抽選で景品を差し上げます

- ▶選べるカタログギフト
- ▶1,000円分のQUOカードほか

今だけ 歩数を伸ばしにくい外出自粛中(第1期を予定)に限り **全員に100ポイント程度の加算があります**

スマホアプリ 新たに2,000名募集

- ①右記QRコードからアプリをダウンロード
- ②登録者情報と団体コード「SNJK」を入力

【Android用】 【iPhone用】

通信機能付き歩数計 新たに500名募集

ローソン・ミニストップの「Loppi端末」や保健センターに設置している専用リーダー(6月1日(月)から本庁舎・特別出張所にも設置)で歩数を送信してポイントを獲得します。

【歩数計の申込み】参加申込書を直接、健康づくり課または各保健センター(保健センターは6月1日(月)から)へ。参加申込書は健康づくり課・保健センター等で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

単身の高齢者を受け入れている大家さんへ 入居者が亡くなったときの 家財整理費用等の保険料を助成

賃貸人の入居受け入れを支援するため、単身高齢者の死亡に伴い発生する残存家財整理費用等の保険費用を助成します。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・FAX(3204)2386へ。

【助成対象入居者】▶民間賃貸住宅に入居する60歳以上の単身世帯の新規入居者、▶住宅セーフティーネット法上の登録住宅(※)に入居する60歳以上の単身世帯の既存入居者
※高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅で、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅

【助成内容】単身高齢者に賃貸する賃貸人等が支払う入居者死亡保険料(残存家財整理費用、居室内修繕費用、空き家となったことによる逸失家賃を補償する保険の保険料)

【助成限度額】1戸につき年6,000円(助成期間は10年間。助成対象は単身高齢者の入居する住戸のみ)

「(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の推進に関する条例」骨子案パブリック・コメントの実施結果を公表しています

ご意見ありがとうございました

手話が言語であることの理解と障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進し、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指すため、条例の骨子(案)のパブリック・コメントを実施し、83件のご意見をいただきました。今後は、いただいたご意見を参考に、条例の制定に向けて取り組みます。

主なご意見の要旨	区の考え方
手話が言語であることを明記してほしい	手話が言語であることの理解を促進します
障害者の特性ごとにコミュニケーション手段があることを理解してほしい	「障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること」の基本理念が理解されるよう推進します

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4516・FAX(3209)3441へ。

6月の各種相談		※中止・変更となる場合があります。事前に各主催者へご確認ください。	
相談名	実施日時	相談場所	問合せ
区民相談	月～金曜日(祝日等除く) 8:30～17:00	本庁舎1階区民相談コーナー	区政情報センター ☎(5273)4585
悩みごと相談室	月曜日(祝日等除く) 10:00～16:00	第1分庁舎2階区民相談室	電話相談は ☎(5273)3646
	月～土曜日(祝日等除く) 10:00～16:00	男女共同参画推進センター(ウイズ新宿・荒木町16)	電話相談は ☎(3353)2000 ※男性相談員による電話相談(土曜日13:00～16:00)は ☎(3341)0905
女性相談	月～金曜日(祝日等除く) 8:30～17:00	生活福祉課相談支援係(第2分庁舎1階)	☎(5273)3884
消費生活相談	月～金曜日(祝日等除く) 電話…9:00～17:00	新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)	☎(5273)3830
仕事と家計に関する相談	月～金曜日(祝日等除く) 8:30～17:00	第2分庁舎1階	生活支援相談窓口 ☎(5273)3853
若年者の就労に関する相談	月～金曜日(祝日等除く) 電話…8:30～17:00	新宿区勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29,新宿ここから広場内)	☎(3200)3311
商工相談	月～金曜日(祝日等除く) 9:00～19:00(電話予約)	BIZ 新宿4階(西新宿6-8-2)	産業振興課産業振興係 ☎(3344)0702
外国人相談	英語 ☎(5272)5060・中国語 ☎(5272)5070・韓国語 ☎(5272)5080 【実施日時】月～金曜日(祝日等除く)9:30～12:00・13:00～17:00 【相談場所】本庁舎1階区民相談コーナー		
	英語・中国語・韓国語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語(日時は要問い合わせ)		
福祉	福祉サービスに関する法律相談	15(月)14:00～16:00(電話予約)	第1分庁舎2階区民相談室 ☎(5273)3623
	障害者相談窓口★はピアカウンセリングも実施	障害者福祉課 ☎(5273)4518・FAX(3209)3441、保健予防課 ☎(5273)3862、保健センター、★区立障害者福祉センター ☎(5292)7890、区立障害者生活支援センター ☎(5937)6824、シャロームみなみ風 ☎(5579)8412、まど ☎(3200)9376、★ラパンス ☎(3364)1603、ファロ ☎(3350)4437、風 ☎(3952)6014へ。	
子ども・教育	子どもと家庭の総合相談	月～土曜日…8:30～19:00 日曜日・祝日(電話相談のみ)…8:30～17:00	子ども総合センター(新宿7-3-29) ☎(3232)0675
	発達相談	月～金曜日(祝日等除く)…8:30～17:00 土曜日(来所相談のみ)…9:30～18:00	信濃町 ☎(3357)6855・榎町 ☎(3269)7345・中落合 ☎(3952)7752・北新宿 ☎(3362)4152の子ども家庭支援センターへ。
	子ども家庭相談	地域子育て支援センター二葉・原町みゆき、ゆったりーの、各児童館へ。	
建築	ひとり親相談	月～金曜日(祝日等除く)8:30～17:00	子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558
	子育て電話相談	保育園…火～金曜日13:00～15:00、子ども園…月～土曜日(土曜日は一部の園で実施)9:00～17:00、いずれも祝日等除く	公立の保育園、子ども園
不動産登記	教育相談	月～金曜日(祝日等除く) 電話…9:00～17:00	教育センター(大久保3-1-2) ☎(3232)3071 電話相談は ☎(3232)2711
	いじめの相談	月～金曜日…17:00～22:00、土・日曜日、祝日等…12:00～22:00(電話相談のみ)	新宿子どもほっとライン ☎(3232)2070
行政手続・法務等	建築紛争相談	月～金曜日(祝日等除く) 8:30～17:00	本庁舎8階 建築調整課 ☎(5273)3544
	不動産登記無料相談	9(火)13:00～16:00 (電話予約)	区役所第1分庁舎2階区民相談室
行政手続・法務等	行政手続・法務等	2(火)・16(火)12:00～16:00…区役所本庁舎1階ロビー。	主催・東京司法書士会新宿支部 ☎(5464)5887 東京土地家屋調査士会新宿支部 ☎(3364)6510
	行政書士による無料相談	特別出張所・地域センター等は別日時に実施。	主催・東京都行政書士会新宿支部 ☎0120(917)485